

**令和7年度 歳末たすけあい配分金事業
地域助けあい・支えあい事業 募集要項
【事業実施期間：令和7年9月～令和8年3月】**

1 目的

地域住民同士の助けあい、支えあいの活動が市内の町内会で広がりを見せています。地域福祉の推進を目的として自主的な活動に取り組む町内会に対し、活動の立ち上げ等に係る経費を助成して、その活動を支援します。

2 助成対象団体

柏崎市内の町内会

3 助成対象事業

地域での助けあい・支えあい活動の立ち上げや、活動の推進に必要な費用を助成

【対象経費の例】消耗品（事務用品ほか活動に必要なもの）、保険料（ボランティア保険等）、会議費（お茶、茶菓子代）、燃料費、会場使用料、印刷代（紙代、プリンターインク代）等

4 事業実施期間

令和7年9月1日～令和8年3月31日

5 助成額

助成対象となる事業費の9割以内に相当する額。1事業 50,000円とします。

6 助成の審査

柏崎市共同募金委員会助成審査委員会において申請内容の審査を行い、助成の可否及び助成金額を決定の上、申請団体へ通知します。

なお、複数の団体から申請がなされた場合は、過去の助成交付年数を審査基準とし、新規申請団体を優先します。

※ 審査の過程及びその内容についての問合せには応じられません。

7 応募方法、助成内定及び助成金交付時期

(1) 応募方法

「助成申請書」に必要書類を添付し、柏崎市共同募金委員会へ提出してください。

(2) 申請締切（助成審査委員会開催時期に合わせて、2回の締切を設けます。いずれも交付条件は同じです。）

第1期 令和7年9月22日（月）必着

第2期 令和7年11月10日（月）必着

(3) 助成決定

当会助成審査委員会で申請内容について審査し、以下の日程で内定額を通知します。

第1期 令和7年10月に文書で通知 **第2期** 令和7年12月に文書で通知

(4) 助成金の交付

助成決定後、団体が指定する口座へ助成金を振り込みます。

振込時期は、内定通知後おおむね1か月以内を予定しています。

8 助成対象団体の責務

(1) 助成交付を受けた団体は、事業の実施に当たり、「赤い羽根共同募金」の助成を受けて事業を実施することを、広く市民に明示しなければなりません。

(2) 助成交付を受けた団体は、共同募金運動の趣旨に賛同し、共同募金運動に積極的に参画して、これを推進するよう努めなければなりません。

(3) 当該年度の3月31日までに、必要書類を添えて柏崎市共同募金委員会まで「事業完了報告書」を提出しなければなりません。報告がない場合は次年度以降の助成事業の申請を受け付けません。

9 助成対象外事業及び経費

次に掲げるものは、助成の対象としません。

(1) 営利を目的とした活動、政治・宗教に関わる活動

(2) 総事業費の1割以上の自主財源が確保されていない事業

(3) 公的な補助金又は本助成以外からの助成を受けている事業

(4) 団体の運営費（人件費及び家賃、光熱水費、通信費も含まれます。）

(5) 本事業と関連性のない団体の運営費（家賃、光熱費、通信費など）

(6) 人件費（ただし、配食等に係るガソリン代等の費用弁償は除きます。）

(7) アルコール飲料、ノンアルコールビール等に係る経費

(8) その他、助成審査委員会において不適切と認められる事業及び経費

10 問合せ先

柏崎市共同募金委員会 担当 末崎

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 TEL22-1411